

再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約簡易型に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、別表のとおり再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いいたします。

2011年12月8日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。なお、個別案件の公示に明記されている場合を除き、共同企業体の結成は認められません。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（URL: <http://www.jica.go.jp/announce/consul/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務従事予定者の推薦理由、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポーザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3. プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5. プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6. 業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約簡易型案件及びコンサルタント役務提供契約案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7. その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行ってあります契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご対応の程よろしくお願い致します。詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）個別の公示において補強を認める場合、協力同意書を取り付け、簡易プロポーザルに添付してください。

（4）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそるわない場合には、プレゼンテーションを実施しただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（5）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（6）業務実施契約簡易型のうち、先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣するには最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

実施予定案件一覧表（業務実施契約簡易型）

（公示日：2011年12月8日）

項番	国名	案件名
再公示1	東ティモール	マナット県灌漑稲作プロジェクトフェーズ2専門家派遣(灌漑排水)
再公示2	フィリピン	ボホール灌漑事業のフォローアップにかかる有償資金協力専門家派遣
再公示3	エクアドル	気候変動に係るキャパシティビルディング専門家派遣(気候変動対策アドバイザー)

再公示：次の案件については、11月24日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：再公示1 国名：東ティモール 担当：農村開発部
案件名：マナツト県灌漑稲作プロジェクトフェーズ2 専門家派遣（灌漑排水）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 灌漑排水 1名 大卒後8～17年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年1月上旬から2012年3月中旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	派遣期間	整理期間	M / M
灌漑排水	5	28	5	1 . 27

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：12月14日(12時まで)

提出場所：調達部受付(JICA本部1F)

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、実現性	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：灌漑排水	
ア) 類似業務の経験	40
イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
ウ) 語学力	16
エ) その他 学位、資格等	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください)

対象国/地域：東ティモール/全途上国

類似業務：灌漑排水に関する各種業務

6 条件

補強：認めない

参加資格のない社等：特になし

7 業務の背景と目的

2002年5月に独立した東ティモール国(以下「東ティ」国)は、人口の約75%(FAO、2010)が農業・水産業に従事しており、GDPの約25%を農業セクターが占めているが、独立の混乱に伴う農業人口の流出、一部灌漑施設の破壊等により、農業生産性は低下している。

また、農業生産者の大多数を占める小農は非効率・低投入な粗放的自給農業に依存しており、主要穀物の国内生産は不十分で、特にコメに関しては毎年国内需要の40%前後の生産にとどまり、残りの需要は輸入によって賄わざるを得ない状況である。

一方、「東ティ」国の「戦略開発計画」では、2011年から2020年までの10年間で、コメの生産量の増加及び生産性の向上によって、輸入量を減らし、コメの完全自給を達成することを目標としている。

「東ティ」国マナツト県は、灌漑水稲栽培が広く行われている同国有数の米産地であり、水稲栽培の大きなポテンシャルを有している。JICAは「東ティ」国の要請により同県ラクロ灌漑地区において、農業省マナツト県事務所をカウンターパート(C/P)に、技術協力プロジェクト「マナツト県灌漑稲作プロジェクト」(以下「フェーズ1プロジェクト」)を2005年6月から2010年3月まで実施した。フェーズ1プロジェクトでは、改良稲作システム(水田の均平作業、優良種子導入、除草機を利用した雑草管理、条植移植法の導入等)の構築及び簡易型農業機械(水稲直播機、脱穀機)のプロトタイプの開発を行ったが、「東ティ」国政府はC/Pの農民指導能力の更なる強化及びプロジェクト成果の周辺地区への拡大が必要であるとして、後継案件を我が国に要請した。

これを受けて、JICAは2010年11月から2014年11月の4年間の予定で「マナツト県灌漑稲作プロジェクトフェーズ2」(以下「フェーズ2プロジェクト」)を実施中である。フェーズ2プロジェクトでは、現在2名の長期専門家(チーフアドバイザー/灌漑水管理、業務調整/研修)を派遣し、伝統的灌漑地区及び近代的灌漑地区において、C/P及び農民グループに対し、改良稲作システムの普及、水利組合による灌漑システムの維持管理等に関する技術移転を行っている。

本プロジェクト区域は近代的灌漑地区と周辺の伝統的灌漑地区によって構成されているが、伝統的灌漑地区は河川浸食及び河川支流の発生により地形が著しく変化しており、対象地区の農地範囲を確認するとともに、灌漑・排水に障害が生じる箇所の修復の必要が生じている。また、近代的灌漑地区は基幹施設のみが整備されており、支線水路、排水施設が未整備であり排水の問題、湛水被害が生じており、用排水系統、高さ関係を明らかにする必要が生じている。

本専門家の業務は、C/P及び農民グループとともに、近代的灌漑地区及び伝統的灌漑地区における灌漑・排水の問題点を明らかにし、修復等、必要な対策案を策定することを目的とする。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、プロジェクトチーフアドバイザーと協議しつつ、C/P(農業水産省マナツト県農業事務所灌漑職員3名)、水利組合及び農民グループとともに、近代的灌漑地区及び伝統的灌漑地区における灌漑・排水の問題点を明らかにするとともに、他対応策を講じることを目的に、以下の業務を実施する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[灌漑排水]

(1) 国内準備期間(2012年1月上旬)

ア 既存資料、報告書等から情報収集及び分析を行い、プロジェクト(フェーズ1及び2)内容及び「東ティ」国における当該分野の状況を把握する。

イ 業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA農村開発部に提出・説明する。

(2) 現地派遣期間(2011年1月中旬～2月中旬)

ア 現地業務の開始に当たり、C/P機関、JICA東ティモール事務所に業務実施計画書を提出し、業務内容について説明し、業務計画の確認を行う。また、適宜JICA東ティモール事務所に対し進捗報告を行う。

イ 伝統的灌漑地区において、C/Pとともに対象5地区(マララハン、サウ、スマセ、レンポー、ディリマネ各地区)について、以下業務を実施する。

(ア) 対象地区の境界踏査及びGPSによる範囲の確認と地図上での整理。

(イ) 取水口から圃場までの用水系統、排水系統の踏査と、それらのGPSによる記録と地図上での整理。

(ウ) 取水口、幹線水路主要地点、主な田面、排水施設の標高の確認。

(エ) C/Pとともに農民グループのリーダー等からの聞き取り及び現地調査により、例年障害が生じる施設を調査し、調査結果をまとめること。

(オ) 上記(ア)～(エ)調査結果に基づく、伝統的灌漑地区における灌漑・排水上の課題抽出。

ウ 近代的灌漑地区において、C/Pとともに以下業務を実施する。

(ア) 用水路、排水路の踏査と、その地図上での整理。

(イ) 各主要用水路、排水路の支配区域の図面上で整理。

(ウ) 営農上問題がある区域の抽出。

(エ) 上記(ア)～(ウ)調査結果に基づく、灌漑・排水上の課題抽出。

エ C/Pとともに、水利組織等からの聞き取り及び現地調査により例年障害が生じる施設を調査し、調査結果をまとめる。

オ 伝統的灌漑地区及び近代的灌漑地区において、例年障害が生じる施設の対策案をC/Pとともに検討し取りまとめる。

カ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICA東ティモール事務所に提出・報告する。

(3) 帰国後整理期間(2011年2月中旬～2月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部に提出・報告する。

9 成果品

(1) 業務実施計画書

和文2部 (JICA農村開発部、JICA東ティモール事務所)

英文3部 (C/P機関、JICA農村開発部、JICA東ティモール事務所)

(2) 現地業務結果報告書

英文2部 (C/P機関、JICA東ティモール事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部 (JICA農村開発部、JICA東ティモール事務所)

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

特になし

(2) プロポーザル提案事項

業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA農村開発部水田地帯1課チーム(TEL:03-5226-8452)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) 本案件についてはA類型を予定している。

再公示：次の案件については、11月24日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：再公示2 国名：フィリピン 担当：フィリピン事務所
案件名：ボホール灌漑事業のフォローアップにかかる有償資金協力専門家派遣

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 灌漑開発 1名 大卒後13～17年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年1月上旬から2013年1月上旬まで

業務予定期間	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業
灌漑開発	5	100	2	100	2
	第3次派遣	国内作業	第4次派遣	整理期間	M/M
	60	2	60	10	11.37

*上記工程は一事例であり、「10 特記事項」(2)を参照の上、業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

なお、国内準備期間5日及び帰国後整理期間10日を上限とし、これら国内作業分の現地派遣期間への振り替えを含む4回を上限とし、1回を100日未満とする現地派遣期間については、プロポーザルで提案すること。また、前派遣期間と次の派遣期間の間の国内作業は2日とすること。

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：12月16日(12時まで)

提出場所：調達部受付(JICA本部1F)

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性 6

イ 業務方法の整合性、実現性 12

ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：灌漑開発

(ア) 類似業務の経験 28

(イ) 対象国又は同隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8

(ウ) 語学力 16

(エ) その他 学位、資格等 12

(オ) 業務従事者によるプレゼンテーション 16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください)

対象国/地域：フィリピン/全途上国

類似業務：灌漑事業に係る各種業務

6 条件

補強：認めない

参加資格のない社等：特になし

7 業務の背景と目的

ボホール灌漑事業は、JICAの有償資金協力にてその建設を支援したフィリピン国ボホール島における灌漑開発の事業である。同事業のフェーズは1999年に、フェーズは2010年に完成したが、その後の現状・課題を確認するとともに、事業効果の発現のために必要な取り組みの検討を行うべく、JICAは2010年4月から同2010年10月にかけて、専門家を派遣し、現状確認調査を行った。この調査結果は、実施機関である国家灌漑公社(National Irrigation Administration: NIA)、水利組合員を主とした灌漑利用農民及びNGO等を集めたステークホルダー会合によって広く共有された。同会合においては、灌漑用水の効率的な配水及び今後の課題解決のために必要な対応策がNIAのアクションプラン(A/P)という形で提示され、ステークホルダー間で合意された。

A/Pでは、農民より配水困難と指摘されている地域の施設機能に関する実地検証及び土水路のコンクリート化による配水量の増加、NIA職員及び水利組合による灌漑水管理能力の向上のための取り組み等が計画されており、NIAは順次着手しているところである。

A/Pの適切・着実な実施及び農民を含めたステークホルダーの同取り組みに対する理解促進は、事業効果の確実な発

現の観点からも重要である。従って、A/Pが着実、適切に実施されるよう、JICAはNIAに対して助言・指導しながら、その実施状況のモニタリングを行っていく必要がある。

かかる状況下、本専門家は、NIA(本件カウンターパート(C/P))が実施している実地検証作業をはじめとするA/Pの有効性を検証するとともに、効果的な実施に対する助言・指導を行い、それが農民を含めたステークホルダーに対して的確に共有されることを目的に派遣するものである。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、ボホール灌漑事業フェーズ 対象地区であるマリナオ(Malinao)地区、フェーズ 対象地区であるバヨンガン(Bayongan)地区、カパヤス(Capayas)地区(頭首工は無償資金協力により1991年に整備)を対象に、それぞれの地区で作成されているA/Pの進捗状況を確認するとともに、今後必要な提言を助言・指導する。また、その結果はC/P、水利組合及びNGO等のステークホルダーに対して共有する。

なお、A/Pの中でもMalinao地区で行われている配水機能に関する実地検証及び同検証の結果に基づく土水路のコンクリート化に対する取り組みに関しては、重要課題として取り上げ、より詳細な状況確認及び助言・指導を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[灌漑開発]

(1) 国内準備期間(2012年1月中旬)

ア JICAフィリピン事務所(TV会議により参加)、JICA東南アジア・大洋州部及びJICA農村開発部と協議を行い、業務の目的・趣旨等を確認する。

イ A/P(上記3地域)、過去の借款事業等においてJICAが作成している関連報告書及び事業に関連する資料(Web上の情報を含む)を収集・整理し、方向性、内容を確認する。

ウ 上記の関連資料や収集情報に基づき、A/Pにおける課題の整理を行い、作業工程、手法等を検討するとともに、全体の業務実施計画書(和文・英文)(案)を作成し、JICAフィリピン事務所へ電子データの形式で提出する。A/P中、特に実地検証に関してはプロセスの妥当性に関する検討方法を含めることとする。

エ JICAフィリピン事務所からのコメントを踏まえ、全体の業務実施計画書(全体)(案)を修正の上、JICAフィリピン事務所に電子データの形式で提出し、事前承認を得る。

(2) 現地派遣期間(2012年1月中旬～12月下旬)

ア C/P、NIAリージョン7事務所及びJICAフィリピン事務所に対して、業務実施計画書を提出し作業方針・内容等を説明する。

イ C/Pとともに、NIAリージョン7事務所に対して、本業務に係る実施体制を確認し、C/Pとの調整機能を持つ Steering Committee(四半期毎の開催)及び実施主体となるTechnical Working Group(毎月開催)を立ち上げる。

ウ 本業務に必要な投入のうち、農民との調整に対して補助を行うローカルスタッフを雇用することを可とする。ローカルスタッフは組織強化3名、必要に応じて灌漑技術1名を想定している。

エ 以下のC/PによるA/P(配水の実地検証)に係る業務への助言・指導を行う。

(ア) Malinao地区で実施された配水機能に関する実地検証結果の詳細をNIA側より入手し、実施エリア、実施手法を把握するとともに、対象農民の一部を抽出し(抽出方法はJICAも含めた関係者間で検討)、インタビューを基に同検証プロセスの妥当性、農民の理解度等を調査する。

(イ) 調査結果における、課題部分を抽出・整理し、取りまとめる。

(ウ) C/Pが実施した実地検証結果に基づくコンクリートライニングの詳細計画を基に、優先付け、工事期間、工事方法等の妥当性を整理・分析し、取りまとめる。併せて、同ライニング計画に沿って農民側に必要とされる圍場内水路の整備等の計画に関しても同様に取りまとめる。

(エ) 上記(ウ)の結果を説明し、今後のアクション合意を得るため、JICA、水利組合員を主とした灌漑利用農民及びNGOを集めたステークホルダーズミーティングを開催準備・実施(必要に応じて複数回開催)する。

なお、必要に応じて、第三者的な立場となる学識経験者等参加を検討し実現する。

(オ) 上記(エ)のステークホルダーズミーティングの結果をA/Pの更新・改定へ反映させる。

オ 以下のC/PによるA/P(その他)に係る業務への助言・指導を行う。

(ア) Malinao、Bayongan及びCapayasの3地区において作成されているA/P実施の進捗確認。特に、組織強化関連のプランについては、農民へのインタビュー等を通じて、理解度、組織レベル等の状況を確認する。

(イ) 上記(ア)の確認結果を基に、上述エ(イ)及び(ウ)を同様に行う。

(ウ) 上記(イ)のミーティングで合意されたアクションに関して、定期的に進捗状況のモニタリングを行う。

また、他機関との連携が必要な分野については、整理し、取りまとめること。

カ 派遣終了時に現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAフィリピン事務所に提出・報告する。

(3) 国内作業期間(各派遣期間後)

ア 現地業務結果をJICA東南アジア・大洋州部及びJICA農村開発部に報告する。

イ 前の現地業務結果及びJICAからのコメントを踏まえ、次回現地派遣期間の業務実施計画書(和文・英文)を修正・作成し、JICAフィリピン事務所に電子データの形式で提出し、事前承認を得る。

(4) 帰国後整理期間(2013年1月上旬)

ア 専門家業務完了報告書(案)を作成し、JICA東南アジア・大洋州部及びJICA農村開発部へ提出するとともに、帰国報告会において、業務結果を報告する。

イ JICAを含む国内関係者等との調整を行い、専門家業務完了報告書(案)の修正を行う。

ウ 上記アの報告会及び国内関係者等からのコメントを踏まえ、専門家業務完了報告書(案)を修正の上、JICAフィリピン事務所に提出し、承認を得る。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書(全体、第2次以降各派遣時)
英文3部 (C/P機関2部、JICAフィリピン事務所1部)
和文1部 (JICAフィリピン事務所)
- (2) 現地業務結果報告書(各派遣期間終了時)
英文2部 (C/P機関、JICAフィリピン事務所)
なお、最終派遣終了時については、第1次以降の全体について記述すること。
- (3) 専門家業務完了報告書(最終報告書)
和文1部 (JICAフィリピン事務所)
また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICAフィリピン事務所に提出する。
なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
NIA、農民、NGOといった様々なステークホルダーが関係することから、第三者的な視点を持って、業務を行うこと組織開発に関する業務経験を有することが望ましい。
- (2) プロポーザル提案事項
以下を踏まえた上で業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
ア 1名で計11.37M/Mを上限とする。
イ 派遣時期については、年末年始(12月中旬～1月中旬)を避け、並びに雨季(4月～)及び乾季(12月～)の作付期を考慮して提案すること。
- (3) 参考資料
本件に係る資料は、JICA東南アジア・大洋州部東南アジア第5課(TEL:03-5226-8965)にて閲覧できます。
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他
ア 現地活動に必要な車両借上費、スタッフ傭上費等の現地活動費は別途手当とする。
イ 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けて全業務期間一括して作成すること。
ウ 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。
(ア) 実施時期：12月20日(火) (予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します)
(イ) 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
(ウ) 実施方法：
a 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分
b プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。
(エ) 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。
- (6) 本案件についてはA類型を予定している。

再公示：次の案件については、11月24日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：再公示3 国名：エクアドル 担当：地球環境部
案件名：気候変動に係るキャパシティビルディング専門家派遣（気候変動対策アドバイザー）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 気候変動対策アドバイザー 1名 大卒後13～17年程度

2 契約予定期間：全体 2012年1月上旬から2012年8月下旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業	第3次派遣
気候変動対策アドバイザー	5	40	2	60	2	40
	整理期間	M/M				
	5	5.13				

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：12月14日(12時まで)

提出場所：調達部受付(JICA本部1F)

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、実現性	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：気候変動対策アドバイザー	
ア) 類似業務の経験	40
イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
ウ) 語学力	16
エ) その他 学位、資格等	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書(写)を添付してください）

対象国/地域：エクアドル/全世界

類似業務：気候変動対策に係る各種業務

6 条件

補強：認めない

参加資格のない社等：特になし

7 業務の背景と目的

エクアドル国(以下「エ」国)の「国家開発計画2007 - 2010」では、“健全で持続可能な環境の促進及び安全な水・空気・土へのアクセスの保障”と題する章を設け、環境保全の重要性を説くとともに、その方針を総括している。そこでは、森林保全と植林、水資源の総合管理、気候変動に係る緩和策及び適応策等の重要性・必要性を掲げている。

こうした環境と開発の調和を目指した開発計画のもとで「エ」国は、政策課題として天然資源の持続可能な利用と保存を目的とした法的な枠組みの導入を試みている。併せて地方分権化の強化を行っていることもあり、こうした国家レベルの法的枠組み導入等の対策を地方レベルで実践していくことが課題となっている。

さらに2009年5月には、我が国政策でもある「クールアース・パートナーシップ」におけるパートナー国となり、「エ」国は具体的な気候変動対策への取り組みを総括するため、2009年10月29日、環境省内に新たに気候変動次官室を設置している。

現在「エ」国は、上記に挙げた上位政策にあわせて、「気候変動への適応策に関する国家計画」(以下、国家計画)を作成している。本国家計画は、2012年に完成する予定であるが、併せて国家計画の推進に向けた「エ」国の行政的取り組みが重要となっている。その中で、「エ」国気候変動次官室は、気候変動緩和局及び適応局の2つの局を備えており、

気候変動に係る政策、戦略及び規制に関する取りまとめ・調整、気候変動への適応・緩和策の国家政策としての調整、気候変動のインパクトに対処できるような政策・戦略を提案・設計すること、以上3つを柱とした任務を実施しており、国家計画推進部署としての責任を負っている。また、国家計画を具体的な政策として実施していくために、管理モデル及びマニュアル作成の検討を行っている。しかしながら、同室の人員は、気候変動関連での行政業務経験

が非常に短く、気候変動関連の基本的知識・経験に乏しいことから、管理モデル等の作成を行っていく上で、組織全体の能力強化が喫緊の課題となっている。また、地方分権といった行政機構の変革に伴い、「エ」国の適応に関する取り組みを効果的に進めるため、地方分権の動きも考慮にいたれた運営/管理面の能力強化が求められている。

以上の状況を踏まえ、本専門家の派遣は、「エ」国気候変動次官室をカウンターパート(C/P)機関として、同国の気候変動対策の取り組み状況をレビューし、「エ」国の国家計画をもとに、具体的な気候変動対策政策及び施策を遂行していく能力を向上させることを目的とする。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、C/Pを中心に、「エ」国の気候変動適応策への取り組み強化に係る以下の業務を実施する。具体的担当事項は次のとおりとする。

[気候変動対策アドバイザー]

(1) 国内準備期間(2012年1月上旬)

ア 「エ」国の気候変動適応に係る政策等の各種文書をレビュー、また他国での類似案件報告書をレビューし、内容の分析・把握を行う。

イ 業務実施計画書(和文・英文又は西文)を作成し、JICA地球環境部に提出・説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2012年1月中旬～2月下旬)

ア JICAエクアドル支所、C/Pと協議を行い、業務実施計画を精査・確定する。

イ C/Pに対する以下の指導・助言を行う。

(ア) C/Pに対する他ドナーの支援状況に関する情報収集

(イ) C/Pの全般的な取り組み状況及び「エ」国における気候変動対策を行う上で優先的に実施すべき政策(以下、優先政策)に係る情報収集

(ウ) 気候変動対策に関係すると考えられる関係部局の現在の取り組み状況及び問題点の分析

(エ) 優先政策における関係アクター(地方分権に伴い、中央、地域、県、市、郡、の5つの階層が存在することに留意)の役割/活動内容の現状分析

(オ) 上記(ウ)及び(エ)を踏まえ、各優先政策につき、関係アクターが実施すべき活動の明確化

(カ) 上記(オ)の活動に対し、C/Pが果たす役割の明確化

(キ) これらを踏まえ、C/Pが気候変動対策活動を実施促進するための管理モデル及びマニュアルのドラフト作成

ウ 第1次現地業務結果報告書(英文又は西文)を作成し、C/P及びJICAエクアドル支所に提出・説明する。

(3) 国内作業期間(2012年2月下旬)

ア 進捗報告(和文・英文又は西文)を作成し、JICA地球環境部に提出・説明する。

イ 第2次現地派遣の業務実施計画書(英文又は西文)を作成し、JICA地球環境部へ提出・説明する。

(4) 第2次現地派遣期間(2012年3月上旬～6月上旬)

ア 第2次現地派遣業務実施計画書に基づき、第2次現地派遣期間中の活動につきC/P機関と協議・合意する。

イ C/Pに対する以下の指導・助言を行う。

(ア) 管理モデル・マニュアルに掲げている優先政策のうち、いくつかの政策を選び出し、管理モデル・マニュアルの妥当性・改善点の評価に向けたパイロット活動のデザイン構成について助言・指導を行う。

なお、パイロット活動は、2～3ヶ月程度で一定の活動が終了する規模のものを想定している。一例としては、特定の地域の温暖化に対する適応策として、灌漑農業の推進が優先政策とされた場合、その対策を行うための具体的計画がどういったものになるのか、農業省と共同でデザインする/積算を行う等が考えられる。その際には各ステークホルダーの役割も精査することとなる。

(イ) パイロット活動の実施に向けて、必要となる関係機関との調整

(ウ) C/P機関若しくは関係機関によるパイロット活動実施及びモニタリング

ウ 第2次現地業務結果報告書(英文又は西文)を作成し、C/P及びJICAエクアドル支所に提出・説明する。

(5) 国内作業期間(2012年6月中旬)

ア 進捗報告(和文・英文又は西文)を作成し、JICA地球環境部に提出・説明する。

イ 第3次現地派遣の業務実施計画書(英文又は西文)を作成し、JICA地球環境部へ提出・説明する。

(6) 第3次現地派遣期間(2012年6月下旬～8月上旬)

ア 第3次現地派遣業務実施計画書に基づき、第3次現地派遣期間中の活動につきC/P機関と協議・合意する。

イ C/Pに対する以下の指導・助言を行う。

(ア) パイロット活動の結果を評価し、管理モデル及びマニュアルの改善点の検討

(イ) 検討結果に基づき、管理モデル及びマニュアルの最終化

ウ 第3次現地業務結果報告書(英文又は西文)を作成し、C/Pに提出する。

なお、報告書には、今後のC/Pの取り組みに対する提言を含めるものとする。

(7) 帰国後整理期間(2012年8月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA地球環境部へ提出・報告する。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書(全体、第2次、第3次現地派遣時)
和文2部 (JICA地球環境部、JICAエクアドル支所)

- 英文又は西文3部 (C/P機関、JICA地球環境部、JICAエクアドル支所)
- (2) 現地業務結果報告書(各現地派遣終了時)
英文又は西文3部 (C/P機関、JICA地球環境部、JICAエクアドル支所)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部 (JICA地球環境部、JICAエクアドル支所)

また、現地派遣期間中、業務従事月報を作成し、JICAエクアドル支所に提出する。
上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出すること。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
- ア 必要に応じて通訳(英語 西語)の備上を可とするが、西語能力があることが望ましい。
イ 地方への出張が発生した場合は、別途JICAより交通費等の手配を行う。
- (2) プロポーザル提案事項
業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 参考資料
本件に係る資料は、JICA地球環境部環境管理第二課(TEL:03-5226-9549)にて閲覧できます。
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他
特になし
- (6) 本案件についてはA類型を予定している。